

中小企業のための

官公需施策と 官公需適格組合



官公需の発注は国が証明する官公需適格組合へ

中小企業連携組織の県内唯一の専門機関
新潟県中小企業団体中央会

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1 新潟県中小企業会館3階

TEL 025-267-1100 FAX 025-267-1386

HP <http://www.chuokai-niigata.or.jp/>

官公需の発注と組合の活用

国は、昭和38年に制定された「中小企業基本法」の第23条（国等からの受注機会の増大）で、「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。」として、**国等が発注する官公需を中小企業者がより多く受注できるように国が配慮することを規定しています。**

この趣旨を受けて、昭和41年に制定した「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下官公需法）の第4条では、「国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年閣議決定して、その年度の中小企業者向けの契約目標額と受注の機会増大のための具体的な措置を定めることとし、さらに同法第3条（受注機会の増大の努力）で、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と**官公需適格組合をはじめとする事業協同組合、協業組合等の組合の積極的な活用を促しています。**

官公需契約の実績額（単位：億円）

国 等				全国の地方公共団体（新潟県を含む）				新 潟 県			
年度	総額	うち中小企業向け	%	年度	総額	うち中小企業向け	%	年度	総額	うち中小企業向け	%
27年	71,032	36,097	50.8	27年	142,303	106,068	74.5	27年	3,809	3,442	90.4
28年	74,529	38,338	51.4	28年	146,753	107,752	73.4	28年	3,872	3,328	85.9
29年	74,951	38,251	51.0	29年	144,827	108,068	74.6	29年	3,616	3,198	88.5
30年	78,181	40,027	51.2	30年	147,678	110,302	74.7	30年	4,214	3,742	88.8

官公需適格組合制度と取得方法

事業協同組合や協業組合等の組合が官公需の受注に対し意欲的で、かつ受注した契約は、品質管理に万全を期し十分責任を持って実施できる経営基盤（組織体制、財政状況等）があることを中小企業庁（新潟県では関東経済産業局が所管）が証明する制度です。

現在全国で884組合（令和元年12月31日現在）があり、新潟県でも16組合（令和2年2月29日現在）が認証を受けて活動しています。証明区分は**物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）、工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の2区分あり、取得するためには下記の基準を満たすことが必要です。**

1 「物品納入等」の証明基準

- ①共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の発注について熱心な指導者がいること。
- ③常勤役職員が1名以上いること。
- ④共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること。
- ⑤役員と共同受注した案件を実施した組合員が連帯責任を負うこと。
- ⑥検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- ⑦組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること。
- ⑧組合又は組合員が、予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- ⑨組合又は組合員が暴力団、若しくは組合の役員等が暴力団員、暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有することに該当する事実がないこと。

2 「工事」の証明基準

★前記「物品納入等」の証明基準に加え、さらに下記の要件が必要です。

- ⑩共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること。
- ⑪工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上の物件を受注しようとする組合は、常勤役職員が2名以上おり、その役職員のうち1名は受注しようとする工事の技術者であること。（標記金額未滿の場合は、常勤役職員は1名以上で基準を満たします。）
- ⑫組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されること。（⑩前半部分に該当する組合の場合）
- ⑬自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足る経理的基礎を有していること。

官公需適格組合の証明を受けるまでのフロー

1 適格組合の取得申請を行うことや事業規約、各委員会規約の制定及び各委員会の設置等（事業追加や脱退予告期間の延長等の定款変更が必要になる場合もある）を総会で決議する。

2 組合は、証明申請書及び添付書類を作成して中央会へ提出する。[※]
（「物品納入等」は証明を希望する日の30日前、「工事」は同じく50日前までに提出）

3 中央会は、組合から提出された証明申請書等の記載内容を実地調査等で確認した後、確認済申請書として組合へ返還する一方、調査内容についての調査報告書を作成して関東経済産業局へ提出する。

4 組合は、中央会から返還された確認済申請書に添付書類を添えて、関東経済産業局へ申請する。
（「物品納入等」は証明を希望する日の20日前、「工事」は同じく30日前までに提出）

5 関東経済産業局で書類を審査し、適合と認める場合に証明書を交付する。有効期間は3年で、有効期間を経過し更新する際にはその都度同様の手続きを行う。
なお、「工事」については書類審査のほかに、関東経済産業局で開催される審査諮問委員会（中央会担当者が出席）で意見聴取をされた上で証明を受ける。

※申請の受付は、「物品」・「役務」は随時行っていますが、「工事」は証明始期が4/1、7/1、10/1、1/1の年4回に限られているため、それに合わせた申請を行う必要があります。

適格組合の取得を希望される場合は、事前に中央会へご相談ください。

新潟県中小企業団体中央会が実施する官公需受注促進支援策

中央会は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に掲げられている発注・落札情報の提供をはじめとして、組合等がより多くの官公需を受注するために、下記の事業を行っています。

1 官公需総合相談センターの業務

(1) 官公需に関連する情報の提供、相談対応

- ①官公需に関連する情報を、面談、電話、メール等により中小企業者に提供する。
- ②官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等に関し、面談、電話、メール等により中小企業者の相談に応じる。
- ③官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関等からの求めに応じ提供する。

(2) 官公需に関連する情報の収集

- ①発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む）
- ②発注計画情報 ③落札情報 ④入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報
- ⑤官公需の受注環境に関する情報 ⑥官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報
- ⑦その他、中小企業者の官公需の受注機会の増大に関連する情報

2 官公需受注対策事業（官公需懇談会）

発注機関と受注組合（適格組合）のお互いの受発注を促進するため、受注上の問題点を把握し、解決策等を探ることを目的に、懇談会を開催しています。

3 官公需受注促進事業

- ①適格組合の育成支援 適格組合及び適格組合の証明を取得しようとする組合に対して、受注体制の整備、受注能力の向上等を図るための支援を行っております。
- ②官公需受注促進セミナー 官公需の受注において効果的な活動を行っている先進組合等の事例を研究し、組合の受注活動に役立てています。

4 新潟県官公需適格組合協議会の育成、支援

中央会に事務局を置き、会員組合に対する情報提供や研修会の開催、受注促進のための陳情要望等を行っています。

国による官公需施策

毎年、官公需法に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（閣議決定）を策定し、中小企業庁のホームページを通じ国等の契約実績の公表や事例紹介等を行っています。

主な内容

- (1) 中小企業者に関する国等の契約の基本方針
- (2) 国等の中小企業者向け契約実績
- (3) 官公需受注機会増大のための措置状況
- (4) 国等の発注機関官公需相談窓口
- (5) 官公需ポータルサイト
- (6) 官公需適格組合名簿及び便覧
- (7) 地方公共団体における官公需施策事例